

## とちぎ広域消防局・消防署に提出する申請書・届出所等のあて先について（消防用設備等、各種点検関係）

申請書・届出書の種類、地域及び内容により、書類の左上に記載するあて先（あて名）が異なります。下表を参考に記載してください。

あて先（あて名）	とちぎ広域消防事務組合長	とちぎ広域消防局長	〇〇消防署長 (〇〇は管轄市町村名となります)
申請書・届出書の名称			
工事整備対象設備等着工届出書	注	○（帯広市内の確認申請に係る建物）	○（左欄以外のもの）
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 (試験結果報告書を含む。)	×	○（帯広市内の確認申請に係る建物）	○（左欄以外のもの）
消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 (点検票を含む。)	×	×	○
防火対象物点検結果報告書 (点検票を含む。)	×	×	○
防災管理点検結果報告書 (点検票を含む。)	×	×	○

注 危険物製造所等に設置される消火設備、警報設備又は避難設備のうち、消防法第17条の5の規定のより消防設備士が行わなければならない工事に係る届出は、あて先が『とちぎ広域消防事務組合長』となります。